

## 第156回国会 衆議院環境委員会 若林環境大臣所信表明

去る9月26日に環境大臣及び地球環境問題担当大臣を拝命いたしました若林正俊でございます。第165回国会における参議院環境委員会の御審議に先立ち、環境行政に対する私の考えを申し述べ、ごあいさつとさせていただきたいと存じます。

地球環境の現状については、連日のように世界各地で、洪水、干ばつ、熱波等の異常気象の報道がなされています。

9月中旬に上陸した台風13号は、最大瞬間風速70メートルという観測史上かつてない強風を記録し、竜巻や暴風雨により死者9名を含む甚大な被害をもたらしました。一昨年は、平年を大きく上回る10個もの台風の上陸が観測されています。

今後、地球温暖化が進行すれば、このような異常気象やこれに伴う災害が頻発し、その規模も大きくなることが強く懸念されています。

他方、本年7月に政府・与党により取りまとめられました経済成長戦略大綱においては、環境分野から我が国の成長力や競争力を牽引するという視点に立って、戦略的に政策を展開することとしています。このように、環境は、より積極的に我が国の経済成長力を高める可能性も有する分野です。

以上の状況や認識を踏まえ、時代の流れに即応しつつ、持続可能な社会に向け、環境政策を展開してまいります。

脱温暖化社会の構築と循環型社会の構築は政府の重要課題であり、これら二大改革の実現に向けて、事業活動やライフスタイルの在り方を根本から見直し、社会経済の大転換を進めるべく懸命に取り組んでいきます。

特に、脱温暖化社会の構築については、京都議定書の第一約束期間開始まであと一年余りと迫っています。ところが、我が国の温室効果ガスの総排出量は、速報値によりますと、基準年に比べ2005年度は約8.1%増加しており、議定書のマイナス6%の目標達成は極めて厳しい状況です。排出抑制により最大限削減することに加え、森林吸収源対策や京都メカニズムの活用を進め、京都議定書目標達成計画の実現を図ります。このため、あらゆる政策手段を総動員し、バイオエタノールを始めとする輸送用バイオ燃料の導入加速化、太陽光発電の導入拡大などの対策を加速化していきます。

環境税につきましては、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、国民、事業者等の理解と協力を得るよう努めながら、総合的な検討を早急に進めるとともに、道路特定財源の見直しに際しては、環境への影響にも十分配慮されるように、平成19年度税制改正において総合的かつ適切に対応してまいります。

また、地球温暖化対策の国際的な枠組みについては、すべての国が排出削減に取り組み、特に米国や中国などの主要排出国には最大限の削減努力を促すことが重

要であり、京都議定書の第一約束期間が終了する2013年以降の実効ある枠組みの構築に向けて、国際交渉の場でイニシアティブを発揮していきます。まずは、11月にケニアのナイロビで開催される気候変動枠組条約第12回締約国会議及び京都議定書第2回締約国会合において議論の進展を図りたいと考えています。

さらに、アジア等の途上国における経済の急速な発展は、環境負荷の増大を通じ、我が国の環境を含めた地球環境の危機を招来するおそれがあります。そこで、2008年のG8サミット日本開催の機会を活用することも視野に入れ、アジア環境行動パートナーシップ構想の具体化を始め、アジアなど世界各地との環境連携を強化していきます。また、漂流・漂着ごみなどの国境を越える個別の問題に対しても関係省庁と協力して対策に取り組みます。

循環型社会の構築については、来年度に循環型社会形成推進基本計画を見直すこととしており、地域における循環システムの構築を加速し、また、家電、食品といった個別リサイクル法の充実強化を図っていきます。さらに、不法投棄撲滅を目指し対策を進めます。国際的には、アジア諸国を中心として循環型社会構築を支援するなど、2008年のG8サミットを控え、スリーRイニシアティブの推進にリーダーシップを発揮していきます。浄化槽の普及促進などにもしっかりと取り組んでまいります。

さらに、本年4月に閣議決定された第三次環境基本計画において、環境、経済、社会の側面を統合的に向上させるような政策展開が必要とされました。これを受け、金融面からの環境配慮の推進など、経済のグリーン化、環境教育、環境研究、環境技術、環境アセスメント等の施策を着実に進めてまいります。

自然と人間の共生については、来年度に生物多様性国家戦略を改定し、生物多様性保全に関する我が国の取組を一層強化するとともに、2010年に予定されている第10回生物多様性条約締約国会議の日本招致に向けて検討を進めてまいります。また、国立公園の管理の質の向上、再チャレンジ支援にもつなげるエコツーリズムのより一層の普及定着、温泉資源の保護管理、適正利用など、多様な自然資源の賢明な利用を進めます。さらに、飼養動物の愛護管理、野生生物の保護管理の充実等に努めます。

すべての人が安全に安心して暮らせる環境をつくるため、ヒートアイランド対策や環境的に持続可能な交通の実現など都市環境の改善、環境保全上健全な水循環の確保による美しい水辺の復活と土壌汚染対策の推進などを通じた健全な国土の保全、化学物質対策、水俣病対策等公害健康被害対策、石綿健康被害対策、被害の未然防止のための毒ガス対策に取り組みます。

特に水俣病問題については、公式確認から50年を迎えた今日においても今なお大きな問題となっていることを踏まえ、救済策や地域づくり対策の充実にしっかりと取り組めます。

地域に根差し、一層国民のニーズに即応する施策を実施するため、昨年10月に

地方環境事務所が発足してから一年が経過したところです。地方環境事務所では、それぞれの地域のあらゆる方々とのパートナーシップを強化しつつあります。このパートナーシップを基にして、環境の国づくりに引き続き全力で取り組んでまいります。

以上、当面の取組の一端を申し上げます。委員各位におかれましては、環境行政の一層の推進のため、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年10月24日

環境大臣 若林正俊